

建築審査会審議概要

会議名		令和 5 年度第 2 回札幌市建築審査会
開催日時		令和 5 年 7 月 21 日(金) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
開催場所		Web 会議
出席者	委員	森会長、宮浦委員、星原委員、喜多委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員 1 名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員 2 名
審議結果		議案第 1 号について「同意」、議案第 2 号について意見を発議
議事概要		○：委員の発言 ●：説明員の発言 (1) 議案第 1 号 地域熱供給施設を設置する建築物を規定の容積率の限度を超えて建築したい旨の許可申請（建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号） 【主な質疑応答】 ○審査内容のうち、「容積率の緩和を適用する部分が他の部分と壁等で明確に区画されている」という条件付けの趣旨は何か。今回計画されているフェンスのように天井まで立ち上がってなくてもよいのか。 ●面積を正確に算定するために必要な条件である。フェンスであっても固定されていれば支障ない。 (2) 議案第 2 号 戸建住環境保全地区内の敷地において、用途の制限を超えて、容積率 60%を超える学校を増築したい旨の許可申請（札幌市建築基準法施行条例第 73 条第 3 項） 【主な質疑応答】 ○昇降口前の道路に横断歩道が見られないが、どのような協議がなされているのか。 ●交通安全対策に係る会議において、警察から、新たに横断歩道を設置したい場合は地域から要望を挙げる必要があることを説明しているところであるが、現時点において、正式な要望は出てきていないと聞いている。 ○スクールゾーンでは、単に交通標識を設置して違反車両を取り締まることや、学校において子供の交通安全教育を継続・強化するというソフト面だけでなく、今回のような空間づくりのプロセスでは、良好な周辺環境を始めから計画できるいい機会ではないか。特にスクールゾーンでは、現時点の道路構造や交通規制に準ずるといふことにとどまらず、歩車道や交差点の子供た

ちの安全性や、歩行空間としての快適性に関して、敷地の外構計画を含めた、特徴的又は先駆的な取り組みの議論が展開されればと感じている。

○今後、札幌市で義務教育学校はどれくらいの設置数を想定しているのか。

●札幌市における義務教育学校の設置方針において、小学校と中学校が同一校区で、かつ、敷地の条件として一体的に整備が可能な学校を義務教育学校としていく方針であるが、多岐に渡る課題について地域と検討を重ねなければならないため、現時点で具体的な数をお示しするのは難しい。

○今回の計画は、敷地面積などの条件が恵まれていた方だと思う。計画が難しい敷地もあると思うので、色々な検討を重ねながら進めて欲しい。

○計画校舎の南東の角（会議室）は死角になりやすい場所となっている。児童生徒のたまり場になる可能性がある等のため配慮が必要になる部分と考えられるが、何か対策をとられる計画はあるか。

●道路側からの高低差もあり、確かに見通しが良くない場所である。通常の学校の指導を徹底することになるが、ご意見があったことを教育委員会にお伝えする。

○エレベーターは、車いす利用の児童生徒が使用することを想定されていると思うが、エレベーターの横に配膳車置き場があるということは、給食の配膳にも利用する共用のエレベーターとなるのか。

●そのとおりである。

○配膳時には車いす利用の児童生徒の使用が制限されると思われる。今後は医療的ケア児が普通教室で教育を受けるケースが増えることが想定されるため、制限なく上下階に移動できる方策も今後検討いただければと思う。

以上

連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当）
電話番号：011-211-2859